

「安保法制違憲訴訟」

2017年01月28日

「安保法制違憲訴訟 第一回口頭弁論」が1月26日15時から、横浜地裁101号法廷で行われた。私は原告になっているので、出席した。「九条の会」の活動で親しくなった仲間が数人見えていた。傍聴席を倍するほどの傍聴者が集まり、大変な熱気であった。抽選に外れ、私は傍聴できなかった。101号法廷は「バンザイ訴訟」で幾度も通った法廷である。裁判所は口頭弁論の時間を30分しか認めなかった。

閉廷後16時から、「口頭弁論報告集会 訴訟団結成総会」が関内ホール小ホールで持たれた。報告集会では、まず安保法制違憲訴訟を起こした概要の説明があった。その趣旨を下記のように訴えている。「新安保法制法の違憲性とこれによる市民の権利侵害に対し、特に危険な集団的自衛権の行使、後方支援活動・協力支援活動の実施、PKOの駆け付け警護等の実施の差し止めを請求するとともに、同法制法の制定・実施による侵害の国家賠償を請求し、その違憲性を明らかにし、その廃止をめざす。」安保法制は憲法違反で、国民の生活権を侵すものである、南スーダンへの自衛隊派遣を差し止めるという二つの訴訟である。裁判は損害賠償を求めるものであるから、安保法制が国民に具体的な損害を与えていることが争点になる。安保法制の下で集団的自衛権を行使し、海外に自衛隊を派遣した場合、国民は平和的生存権、人格権が侵されることを実証していく裁判になる。

口頭弁論で意見陳述をした2人の弁護士と3人の原告が報告した。福田護弁護士は「私たちは、あの強行採決を忘れない。そして、日本の司法が、この『クーデター』を完成させずに未遂に終わらせ、立憲主義の防壁となることを、心から期待するものです」と、司法を司る裁判所に強く訴えかけていた。櫻井みぎわ弁護士は、南スーダンへの危険な自衛隊派遣を差し止めるように陳述していた。原告の藤原律子氏は、14歳の時、横浜空襲の恐怖の体験を話し、下記のように結んでいる。「この原点から、平和憲法を守り広げる活動を50年以上、続けてきました。戦争をしないことを『宣言』した9条は世界で誇れる最高の憲法です。（中略）以上の体験から戦時に逆戻りするような新安保法制の廃止を求めます。」柏田邦彦氏はクリスチャン家庭に育ち、父親に言われた通り、教室の戦勝祈願の神棚に手を合わせなかったら、教師から張り倒されたと話された。また戦時中、ホーリネス派に対する激しい弾圧についても述べられた。最後に「どうか憲法と司法が、この国の権力暴走の防壁となり、私たちの権利を守るものとなってくれますようにと祈りつつ、私は本訴訟の原告になりました」と陳述していた。中西新太郎氏は横須賀市内に住み、原子力空母の事故のリスク、米軍駐留に伴う種々の危険を日々感じながら暮らしている、また、軍事施設は攻撃対象になると述べていた。大学で教員として勤務する者として、学問的研究が特定秘密の網に被せられ、学問の自由が侵害されると訴え、下記のように陳述していた。「安保法制がもたらす重大な危険を回避する措置が講じられるよう強く求めると共に、憲法に揚げられた平和的生存権、学問の自由を危うくする安保法制をただちに廃止すべきであることを訴えます。」

訴訟団結成総会で、原告は254名であると報告され、共同代表の8名の弁護士と世話人の4人が紹介され、拍手で承認された。伊藤真弁護士が記念講演をし、「憲法は国民生活のインフラである」という言葉が印象に残った。「裁判は最高裁まで行くでしょう。それまで生きて、市民の力で勝利を勝ち取りましょう」に会場は拍手、大喝采であった。「バンザイ訴訟」は最高裁まで14年、闘った。この裁判も長引くことは確かで、市民運動と連携し闘い続けることを確認して、散会した。次回は5月11日に口頭弁論が行われる。